

— 第 1 編 —

民法の世界

第1章

民法が規定する世界

1 民法は「財産法」「家族法」の2つからなる

法律学習は早い段階で大枠をつかむことが重要ですので、まずは民法が何を規定しているのかをみていきましょう。

民法は、私人の「財産関係」と「家族関係」を規定しています。

「財産関係」は、たとえば、お金を貸したら貸した人に返してもらう権利が発生するなどというハナシです。「家族関係」は、たとえば、親が亡くなって兄弟の間で相続について醜い争いが生じた場合にごう解決するかといったハナシです。

少し雑なイメージですが、「**円**」（財産関係）と「**家**」（家族関係）を規定したのが民法です。

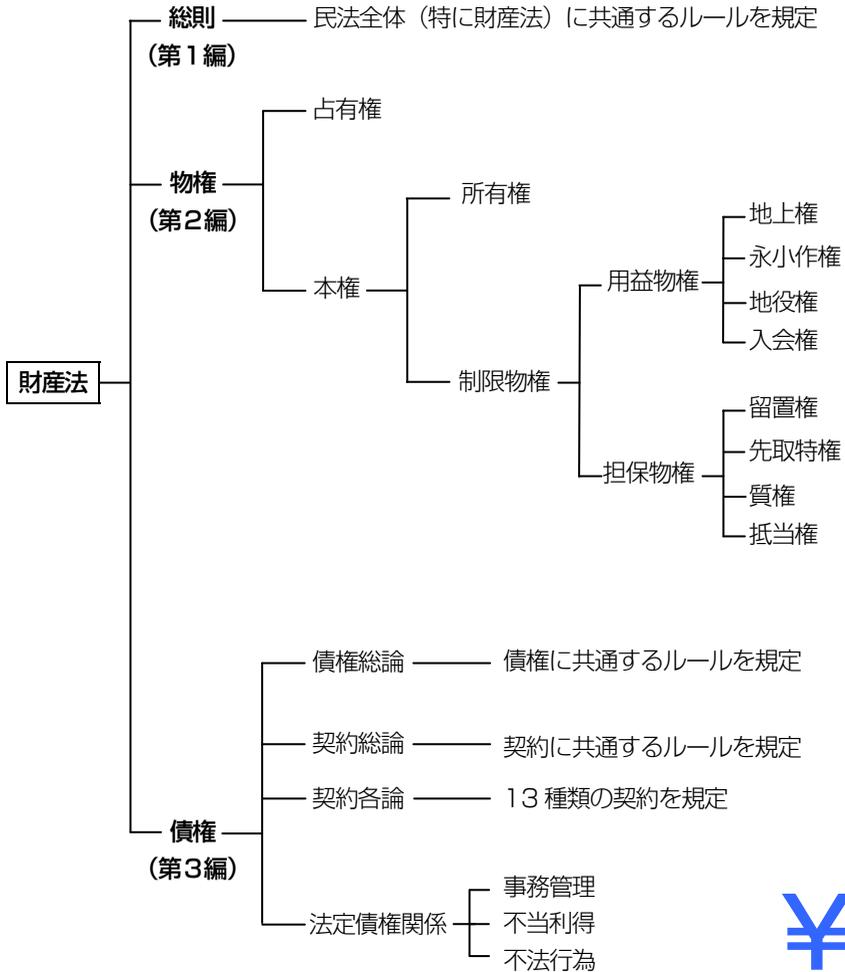
民法の条文では、「財産関係」が規定されているのが第1編の総則、第2編の物権および第3編の債権であり、「家族関係」が規定されているのが第4編の親族および第5編の相続です。次のページの図が民法の条文の構造を示したのですが（*）、次のページの青の線の上が財産関係を規定した「財産法」、下が家族関係を規定した「家族法」と呼ばれるものです。

*これから民法の学習をしていきますので、次のページの図は、現時点では眺めておく程度で構いません。

「財産法」と「家族法」は、かなり性質が異なります。「財産法」は、財産関係ですから、最悪の場合は**金で解決が可能**なのです。それに対して、「家族法」は、婚姻、親子関係、相続など近親者間の関係を定めた生活の根幹に関わるものなのです。たとえば、「本当の親ではないが、1億円あげるからこの人と親子ということで我慢してね」と言われても、納得できないですよね。家族法が規定していることの大半は**金で解決が不可能**なものなのです。

よって、国によっては、この2つは別々の法律として規定されているくらいです。日本では同じ民法という法律ですが、「**財産法と家族法は別法律である**」くらいの感覚で学習したほうがよいです。この姿勢が学問上正しいかは議論のあるところなのですが、少なくとも試験対策上はこの姿勢が適切です。

【民法の構造（体系）】



2 財産法が規定する取引社会とは？

「財産法と家族法は別法律であると考えて学習してください」と申しあげましたので、分けて考えていきましょう。この第1編では、基本的には最初に学習する「財産法」の大枠を説明していきます。以下のCaseを考えてみてください。

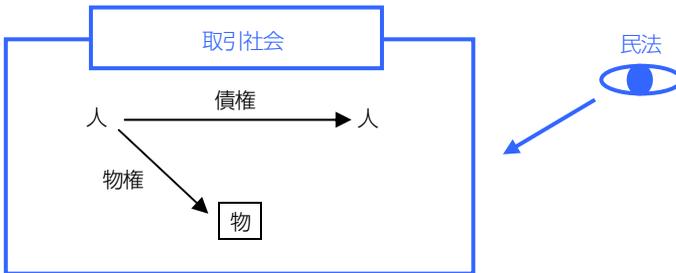
Case

(1) あなたは、ブランド物のバッグを所有しているが、そのバッグをドロボウが持って行ってしまった。あなたはドロボウに、「バッグを返せ!」と言えるか？

(2) あなたは、家電量販店でパソコンを購入した。しかし、あなたは、売買代金を支払おうとしない。家電量販店はあなたの父親に、「売買代金を支払え!」と言えるか？

常識的に考えて、上記Case (1)は「当然言えるだろう」と思うでしょう。上記Case (2)は微妙でしょうか。しかし、みなさんがこれから学習するのは法律ですから、法律的に考える必要があります。実は、このCaseが、財産法が規定している世界を考えるのに役立ちます。

財産法は、以下の社会を規定しています。民法に目があるとすると、民法から私たちが生活している社会は以下のように見えているのです。



財産法は、取引社会を規定したものです。それは、どのような社会でしょうか。

まずは何事も登場人物を確認する必要がありますが、取引社会の登場人物は「人」です。この「人」には「自然人」（日常用語でいう人）だけでなく、「法人」（会社など）も含まれます (P37)。つまり、民法は取引社会の主体（メンバー）を「人」（自然人および法人）としたのです。

主体（メンバー）は人ですが、客体は「物」です。みなさんが今読んでいるこのテキストも、持っているボールペンも、部屋の中にあるテレビも、残念ながら動物も、「物」です。

取引社会の主体（メンバー）は「人」であり、客体は「物」であることを確認しました。これらを基本として、「物権」「債権」という概念が出てきます。

物権は「人が物を直接的・排他的に支配する権利」と定義されます。少し雑な言い方ですが、今は「人が有する物に対する権利」くらいに考えてください。その代表が「所有権」です。今は所有権についての正確な定義を記憶する必要はありませんので、「これはオレ（私）の物だ！」と言える権利くらいに考えてください。みなさんがお持ちのほとんどの物は、みなさんが所有権を有しているでしょう。上記 Case（1）のあなたがブランド物のバッグに有している権利も所有権（物権）です。

債権は「特定の人が、特定の人に対して、特定の行為をすること（またはしないこと）を請求できる権利」と定義されます。簡単にいうと、「人の人に対する権利」です。「人」を「責」めることができるので、「債」という字を使います。「人」を「責」めることができる「権」利なので、「債権」といいます。上記 Case（2）の家電量販店（人）があなた（人）に、「売買代金を支払え！」と言える権利は、債権です。

財産法は、**主体（メンバー）を「人」、客体を「物」とし、人が持つ権利を「物権」「債権」に分けて「取引社会」を規定した**のです。

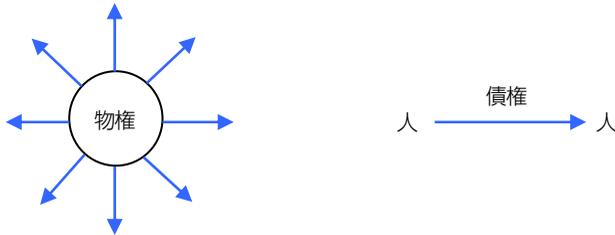
3 物権と債権の違い

1. 誰に権利を主張できるか？

物権は、日本中の**誰に対しても**主張できる権利です。上記 Case（1）でいえば、あなたは、ブランド物のバッグの所有権という“物権”を有しているため、ドロボウが盗んで行こうが、友人が間違っって持って行こうが、所有権に基づいて返還請求をすることができます。

それに対して、債権は、**特定の人にしか**主張できない権利です。上記 Case（2）でいえば、家電量販店は、あなたに対して売買代金“債権”を有していますが、それはあなたの父親とは何の関係もないので、家電量販店は父親に対して何らの請求もすることができます。

物権と債権の違いのイメージを図にすると、以下ようになります。以下の図は、物権は日本中の誰に対しても主張できる権利であり、債権は特定の人にしか主張できない権利であることを表しています。



少し雑なたとえですが、物権は「日本のどこでも使える標準語」、債権は「友人の間でしか使えない造語」のようなものです。

2. 物権と債権はいくつある？

「物権は強くてすごく使えそうな権利だけど、債権は弱くてなんか使えなさそうな権利だな」と思ったかもしれません。「強い」「弱い」のイメージはそのとおりですが、「使えそう」「使えなさそう」のイメージは必ずしも正しくはありません。

物権は強くて債権は弱いのですが、その裏返しとして「数」の問題があります。

物権は種類が法定されています。

用語解説 — 「法定」 —

「法定」とは、法令（法律など）で定まっているということです。

民法 175 条に、物権は法定されている旨が書かれています。

民法 175 条（物権の創設）

物権は、この法律その他の法律に定めるもののほか、創設することができない。

「その他の法律」とあるとおり民法以外にも物権を定めた法律はありますが、民法には物権は10種類しか規定されていません。それ以外は「創設することができない」とガチガチに縛られています。その理由は、物権が日本中の誰に対しても主張できる強い権利だからです。仮に、私が自分のボールペンに対して「松本権」という物権を作れたとしましょう。松本権は「目的物（ここではボールペン）の半径10メートル以内に入った者は、物権を有している者に100万円を支払う必要がある」という物権です。物権ですから、日本中の人に影響があります。誰でも、ボールペンを持っている私の半径10メートル以内に入ると100万円を支払う義務が生じてしまいます。それはおかしいですね。このように、物権は日本中の人に影響が生じ得るので、ガチガチに縛られているのです。

つまり、物権は強い反面、自由に作ることができない不都合さがあるのです。

それに対して、債権の内容は原則として当事者が決めたものとなります。世の中には様々な債権があります。たとえば、コンビニでペットボトルを購入した買主に生じる債権は、「商品を引き渡せ！」という債権です。予備校の講座を申し込んだ場合にみなさんが有する債権は「講義を提供しろ！」という債権です。お互いが納得するのであれば、原則として債権の内容を自由に変えることができます。受講料も変更できますし、講義の回数も変更できますし、教材の内容も変更できます。このように、この国には数えきれない数の債権があります。原則として自由に債権を作ることができるのは、債権が特定の人にしか主張できない弱い権利だからです。他の人には関係ないので、当事者が納得しているのであれば構わないのです。

つまり、債権は弱い反面、自由に作ることができる使い勝手の良さがあるのです。

— Realistic 1 用語は記憶 —

「法定」という用語が出てきました。これは、法律の書籍にはよく出てくる言葉ですし、試験でも学説問題でこの用語の意味がわかっていないと解けない問題があるので、意味を記憶してください。

このように、**法律用語はきちんと記憶してください**。たしかに、法律の書籍は日本語で書かれています。しかし、そこには、日常用語では使用しない用語や日常用語とは意味の違う用語が多数登場します。それらは、いわば英単語のようなものなのです。英語学習であれば、英単語を記憶しない人はいません。しかし、法律学習ですと、なまじ日本語で書かれているため、法律用語を軽視してしまう方が多くいます。日常用語ではないという意味では英単語と同様なわけですから、法律用語についてもきちんと「記憶」をしていってください。

第2章

物権の基本

まだ総則には入りません。第2編の総則に入る前に、この第1編の第2章～第7章で、まず知っていただきたい民法の基本を説明します。総則、物権、……とスムーズに学習していただくためです。

1 物権の対象である物（客体）とは？

P5で「取引社会の主体（メンバー）は『人』、客体は『物』である。人が有する物に対する権利が『物権』である」と説明しました。それでは、客体である「物」とは何かをまずは確認しましょう。

「物」についての詳しい説明はP86～92でしますので、ここでは以下の条文だけ確認します。

民法 86 条（不動産及び動産）

- 1 土地及びその定着物、不動産とする。
- 2 不動産以外の物は、すべて動産とする。

物には「不動産」と「動産」があります。

不動産は、「土地及びその定着物」です。「定着物」には建物以外の物もありますが、今は建物だけを考えてください。土地と建物が不動産の代表です。

動産は、「不動産以外のすべての物」です。このテキストも、みなさんがお持ちのボールペンも、みなさんが着ている洋服も、動産です。

2 物権はいつ移転する？

この物（不動産と動産）に対して人が有する権利が物権なわけですが、次は、「物権がいつ人から人に移転するのか？」という問題を考えてみましょう。物権の移転原因には様々なものがありますが、ここでは最も基本的な「売買」を考えます。売主がある物の所有権を有しており、買主と売買をすると、売主から買主に物の所有権が移転します。では、いつ移転するのでしょうか。

Case

- (1) Aはあなたに、土地と建物を売った。この土地と建物の所有権は、以下のいずれの時点でAからあなたに移転するか？
- ① Aとあなたとの間で金額の合意がつき契約が成立した時
 - ② 上記①に基づいてAとあなたが売買契約書を作成した時
 - ③ あなたがAに売買代金を支払った時
 - ④ Aがあなたに建物のカギを渡した時
 - ⑤ 土地と建物の登記名義をAからあなたに移転した時
- (2) ショップAはあなたに、ジーパンを売った。このジーパンの所有権は、以下のいずれの時点でショップAからあなたに移転するか？
- ① ショップAとあなたとの間で金額の合意がつき契約が成立した時
 - ② 上記①に基づいてショップAとあなたが売買契約書を作成した時
 - ③ あなたがショップAに売買代金を支払ったとき
 - ④ ショップAがジーパンを袋に入れあなたに渡した時

上記 Case (1) も (2) も、一般の人の感覚では②や③になるでしょうか。しかし、民法は一般の人の常識的な感覚よりもかなり早い時点で物権が移転するとしました。

上記 Case (1) が不動産の事例、上記 Case (2) が動産の事例ですが、実はどちらも結論は同じです。以下の民法 176 条にいつ物権（ここでは所有権）が移転するかが書かれています。

民法 176 条 (物権の設定及び移転)

物権の設定及び移転は、当事者の意思表示のみによって、その効力を生ずる。

「設定」は地上権や抵当権などを設定することなのですが、今は無視してください。所有権についてのみ考えましょう。

「物権（所有権など）の……移転は、当事者の意思表示のみによって、その効力を生ずる」とあります。「意思表示のみによって」とは、たとえば、売買であれば、売主の「売ります」と買主の「買います」の意思表示が合致して売買契約が成立した時に効力が生ずるということです。つまり、登記（登記は下記³で説明します）の移転や物の引渡しを待たずに、口約束だけで物権の移転の効力が生じるわけです。

上記 Case (1) (2) でいえば、「売買契約書を作成した」「売買代金を支払った」「建物のカギを渡した（＝建物を引き渡した）」「登記名義を……移転した」「ジーバ

ンを袋に入れ……渡した (= ジーパンを引き渡した)」など色々書いていますが、上記 Case (1) (2) もそれらよりも早い①の時点で、土地と建物またはジーパンの所有権があなたに移転していることになります。

つまり、契約書を作成することや代金を支払うことさえなく、口約束だけで所有権は移転するのです。

— Realistic 2 法律の規定は1つの選択 —

「口約束だけで物権が移転する」と聞いて、「早すぎるのでは?」「売買代金の支払時にしたほうがよいのでは?」と思われた方もいると思います。売買代金の支払時とすることも、選択肢としてはあり得ます。そういう選択をしてもよかったと思います。しかし、日本の民法は、口約束だけで物権が移転するとし、移転時期として考えられる最も早い時点を選択しました。

これは、立法の1つの選択にすぎません。法律は人間が作ったものですので、現在の規定が絶対的に正しいわけではありません。数十年後には「売買代金の支払時に物権が移転する」と変わっているかもしれません。

今後の法律学習においては、「あくまで立法の1つの選択にすぎない」ということは、念頭に置いてください。ただし、その選択は、人間が何度も失敗を繰り返し、時代に応じて変更してきたものではありますので、その選択をしたことにある程度の説得力のある根拠はあります。

※契約書を作成しなければならない?

上記 Case (1) (2) では、どちらも②で「売買契約書を作成した」とありますが、売買などの契約をする場合に、契約書を作成しなければならないのでしょうか。

上記 Case (2) のジーパンですと、常識的に「そんな高額ではないし、契約書まで作成しなくてよいだろう」と思われるでしょう。これは常識どおりで、上記 Case (2) のジーパンの売買について契約書を作成する必要はありません。しかし、実は金額は関係なく、民法で定める契約は原則として契約書を作成する必要はないのです。たとえ1億円のジーパンであっても同様です。また、対象が不動産であっても同様です。よって、上記 Case (1) の不動産の売買も、口約束だけで構わないのです。

ただし、実際には不動産などの高額の売買では契約書が作成されるのが普通です。買主からすれば高額な売買代金を支払うわけですから、契約をした証あかしがないと安心できません。また、後日トラブル(訴訟など)になった場合、口約束を立証するのは困難ですので、証拠として契約書があったほうがよいです。よって、不動産など

の高額な売買において、口約束だけで済ますことは減多にありませんが、法律上は契約書の作成は必要ないのです。

3 不動産と登記

1. 登記とは？

不動産は、「登記」抜きでは語るできません。登記とは、現時点では「不動産の名義」という認識を持ってください。

通常は、不動産ごとに以下のように登記がされています（以下の記載内容が現時点でわかる必要はありません。詳しくは不動産登記法で学習しますので、今は「Aの名義で登記がされているな～」という程度でご覧ください）。建物を建てた場合や不動産を購入した場合には、通常は所有者名義で登記をします。

東京都新宿区新宿三丁目3-3			全部事項証明書		(土地)
表題部(土地の表示)		調製	余白	不動産番号	0111483935421
地図番号	余白	筆界特定	余白		
所在	新宿区新宿三丁目			余白	
①地番	②地目	③地積㎡		原因及びその日付[登記の日付]	
3番3	宅地	72	55	余白	

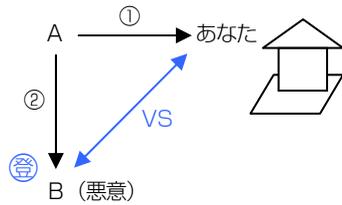
権利部(甲区)(所有権に関する事項)			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
1	所有権保存	平成3年5月12日 第20023号	所有者 新宿区新宿三丁目3番3号 A

2. 民法177条

このようにA名義の登記がされた不動産をあなたが買いたいと思ったとしましょう。以下のCaseを考えてみてください。

Case

Aはあなたに、平成28年3月10日、土地と建物を売った。あなたはAに、売買代金3000万円を支払い、その土地と建物の引渡しも受け、暮らし始めている。あなたは、子供の小学校の転入手続も済ませ、子供もやっとクラスに馴染んできた。



しかし、Aは、まだ自分に登記があったため、Bに、平成29年3月10日、その土地と建物を4000万円で売り、その土地と建物の登記をBに移した。なお、Bは、Aとあなたとの間で売買契約がされていたことを知っていた。この場合、あなたはBに対して、自分がその土地と建物の所有者であると言えるか？

あなたは、Bよりも先に購入し1年間も実際にそこで暮らしているのですから、当然「オレ（私）が所有者だ！」と言えると思うでしょう。しかし、実際には、あなたはBに対して、自分がその土地と建物の所有者であると言えません。以下の条文があるからです。

民法177条（不動産に関する物権の変動の対抗要件）

不動産に関する物権の得喪及び変更は、不動産登記法（平成16年法律第123号）その他の登記に関する法律の定めるところに従いその登記をしなければ、第三者に対抗することができない。

あなたは登記をしていないため、所有権の取得（「物権の得喪」のうちの取得）をB（第三者）に主張できません（対抗できません）。

ここでいう「第三者」は、悪意でも構わないとされています。

用語解説 — 「悪意」「善意」

「悪意」とは、法律用語では「害意がある」という意味ではなく「知っている」という意味です。

反対の意味の用語は「善意」です。これも日常用語とは異なり、「知らない」という意味です。

よって、BがAとあなたとの間の売買契約を知っていた（悪意）という事情も、結論を左右しません。

あなたが「この土地と建物はオレ（私）の物だ！」と第三者に言いたければ、以下のように自分名義に登記を移す必要があります。

権利部（甲区）（所有権に関する事項）			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
1	所有権保存	平成3年5月12日 第20023号	所有者 新宿区新宿三丁目3番3号 A
2	所有権移転	平成28年3月10日 第13205号	原因 平成28年3月10日売買 所有者 新宿区新宿三丁目3番3号 あなた

この登記が、いわば「獲ったど〜」という旗なのです。

この一見不合理とも思える結論となる理由として、以下のことがいわれています。

7
P15

①資本主義の現れ

「第三者に主張したければ、汗をかいて努力しろ！（登記ぐらい移せ!）」ということです。

②不動産は数に限りがありその取引も頻繁に行われるわけではないため（普通の人
が不動産取引をするのは一生で1〜2回でしょう）、対抗要件（P120）として登記
を備えることまで要求しても構わない

7
P15

③民法177条は、善意・悪意を区別していない

最高裁判所の基本的なスタンス

最高裁判所は、必要がないのに条文に書いていないことをむやみに付け加えませ
ん（ただし、必要があるときは、最高裁判所が要件を付け加えることがあります）。
立法は国会の仕事であるため、むやみに最高裁判所が要件などを加えると、司法が
立法に介入していることになってしまうからです。

よって、民法177条で第三者に善意が要求されていない以上、最高裁判所も善意
まで要求しないのです。

④画一的な処理のためには、善意・悪意を問題にしないとすべきである

善意・悪意は内心の問題であるため、事件や裁判官によって認定が分かれてしま
います。よって、善意であることを第三者が保護される要件とすると、事案によっ

て第三者が保護されたりされなくなったりして、安定しません。

この民法177条は非常に重要な条文ですので、物権編であるⅡのテキストで詳しく説明しますが、現時点では「登記がないと、先に不動産を購入したのに所有権を主張できなくなることがあるんだ。登記は、不動産にとって非常に重要なものなんだな。」という認識を持ってください。

3. 民法176条との関係は？

上記2.の説明を読み、**2**で説明した民法176条（P9）との関係で疑問を持った方もいると思います。**2**で「口約束だけで物権は移転する」と説明しました。ということは、上記Caseの場合、Aとあなたが口約束をした平成28年3月10日の時点で所有権はAからあなたに移転しており、Aは所有権を有していないはずですが。にもかかわらず、なぜAは土地と建物をBに売ることができたのでしょうか。

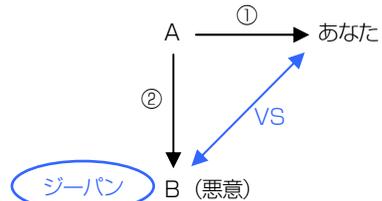
上記2.で説明したとおり、Bの勝ちであるというのが判例の結論ですので、Aは土地と建物をBに売ることができるのですが、これをいかに民法176条と整合するように説明するかは学者の間でも一大論点です。完璧な説明ができる学者はいないのですが、一応の説明方法はあります。それはⅡのテキスト第3編第1章第3節**4**の2.で紹介します。

4 動産と引渡し

不動産においては、登記が決め手となりました。では、動産はどうでしょう。似たようなCaseを考えてみましょう。

Case

ショップAはあなたに、平成29年3月10日、ジーンズを売った。あなたはAに、ジーンズの代金1万円を支払い、それに合う上着を買ったりしていた。しかし、Aは、まだあなたにジーンズを引き渡していなかったため、Bに、平成29年3月20日、ジーンズを2万円で売り、Bにジーンズを引き渡した。なお、Bは、Aとあなたとの間で売買契約がされていたことを知っていた。この場合、あなたはBに対して、自分がそのジーンズの所有者であると言えるか？



民法上、動産には登記という制度がありません。そこで、不動産で登記に当たるものが、動産では「引渡し」となります。

動産では、引渡しがいわば「獲ったど〜」という旗なのです。

P13

」

民法 178 条（動産に関する物権の譲渡の対抗要件）

動産に関する物権の譲渡は、その動産の引渡しがなければ、第三者に対抗することができない。

あなたは引渡しを受けていないため、所有権の取得をB（第三者）に主張できません（対抗できません）。

不動産と同様、ここでいう「第三者」は、悪意でも構いませんので、BがAとあなたとの間の売買契約を知っていた（悪意）という事情も、結論を左右しません。

資本主義の現れとして、「第三者に主張したければ、汗をかいて努力しろ！（引渡しを受けろ！）」という理由は、不動産と同様です。では、なぜ動産の場合は「引渡し」になるのでしょうか。それは、動産は無数に存在し、その取引は非常に頻繁に行われているため、登記などの特別の要式を要求できない（要求していたら、経済が回らなくなってしまう）からです。たとえば、コンビニでペットボトルを購入することも動産取引です。コンビニでペットボトルが売れる度に、ペットボトルの登記をコンビニからお客さんに移していたら、煩わしくて仕方がありません。そこで、「引渡し」を対抗要件としたのです。

P13

」

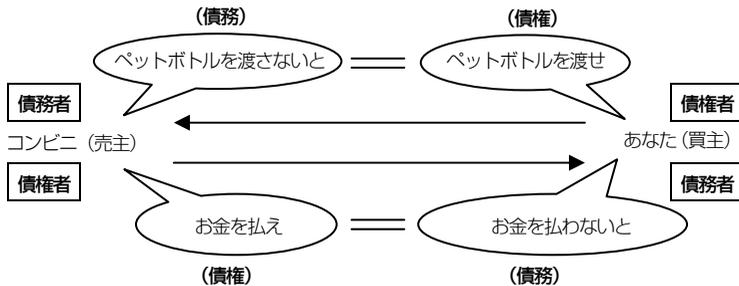
この民法 178 条についても、物権編であるⅡのテキストで詳しく説明しますが、現時点では「引渡しがないと、先に動産を購入したのに所有権を主張できなくなることがあるんだ。引渡しは、動産にとって非常に重要なものなんだな。」という認識を持ってください。

物権の基本を確認しましたので、続いて債権の基本を確認しましょう。

1 債権と債務は表裏一体

P5で「取引社会の主体（メンバー）として『人』がいて、特定の人がある特定の行為をすること（またはしないこと）を請求できる権利が『債権』である」と説明しました。こういうと難しく思えますが、みなさんも、毎日、債権を取得しています。「債務」という用語も記憶する必要がありますので、併せてみていきましょう。

たとえば、あなたがコンビニでペットボトルを買えば、以下の債権と債務が生じます。



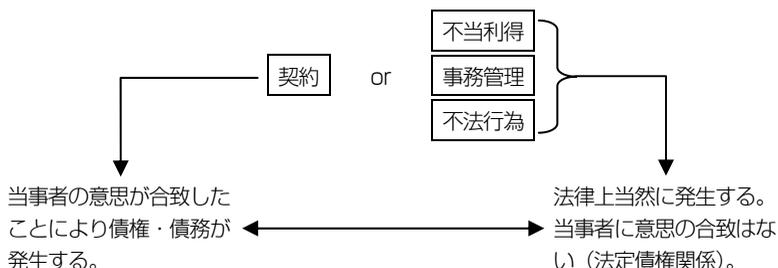
コンビニでペットボトルを買うことは売買契約（民法 555 条）ですが、買主であるあなたには財産権移転請求権という債権が生じます。これは、売主であるコンビニから見れば財産権移転義務という債務です。また、売主であるコンビニには代金支払請求権という債権が生じます。これは、買主であるあなたから見れば代金支払義務という債務です。

つまり、債権と債務は表裏一体の関係なのです。債権者から見れば債権でも、債務者から見れば債務なのです。

なお、債権を有する者を「債権者」、債務を有する者を「債務者」といいます。

2 債権（債務）の発生原因は？

民法で規定されている債権（債務）の発生原因は、「契約」「事務管理」「不当利得」「不法行為」の4つです。この4つは、以下のように分けて考えてください。



「契約」と「事務管理」「不当利得」「不法行為」では性質が異なりますので、分けてみていきます。

1. 契約

何度か例に挙げているコンビニでペットボトルを買う売買契約（民法555条）が契約の典型例です。他には、たとえば、（民法に規定されている契約ではありませんが）みなさんが予備校の講座を受講した場合も、それは契約です。

契約のポイントは、**当事者（お互い）の意思の合致があること**です。コンビニの売買契約も、予備校の講座の受講も、お互いが納得しなければ契約は成立しません。通常は、コンビニや予備校が契約を締結しないことはないでしょうが、たとえば、「定価の半額にしてくれ！」と言われれば、契約を締結しないでしょう。

言い換えれば、当事者（お互い）の意思の合致がある場合のみ、債権・債務を有することになるのです。これは、財産法の大原則に**私的自治の原則**があるからです。

私的自治の原則（「意思自治の原則」ということもあります）

（権利の側面）国家や他人に拘束されず、自分の意思に基づいて自分の生活関係を形成できる原則

（義務の側面）市民社会において人が義務を負うのは、自らの意思でそれを望んだときだけであるという原則

近代以前の国家では、国民の権利義務は権力者に侵害・強制されることが多々ありました。その反省から、現代の取引社会においては、「国民が自分の意思で決定で

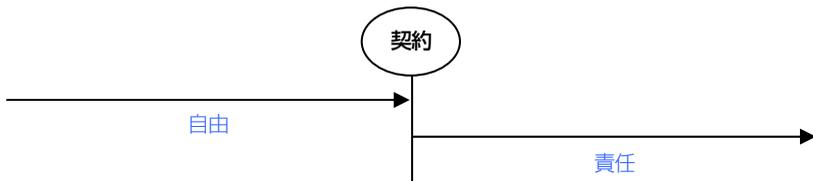
きる」とされたのです。法律は、人類が過去の反省から改良を続けてきた産物ですので、このように過去の反省の視点があります。

私的自治の原則について、このようにプラスの面のみの説明がされることも多いです。しかし、もう1つ重要なこととして、私的自治の原則には「責任」もあるのです。たとえば、コンビニでペットボトルを買うのも、予備校の講座を受講するのも、決めるのはみなさんの自由ですが、買うまたは受講すると決めたからには、売買代金や受講料を支払う必要があります（責任）。

したがって、私的自治の原則を要約すると、以下のようになります。

私的自治の原則

契約などをするか（権利義務を有するか）は自由だが、契約などをしたからには責任はちゃんと果たせ！



2. 法定債権関係（「事務管理」「不当利得」「不法行為」）

この「事務管理」「不当利得」「不法行為」は、契約と異なり、**当事者に意思の合致がない**にもかかわらず、法律上当然に債権・債務が発生します。法律上当然に発生するため、「法定債権関係」と呼ばれます。先ほどの私的自治の原則の説明では、人は自らの意思で望んだときのみ権利義務を有するはずでしたので、私的自治の原則からするとおかしいですね。しかし、民法では債権（債務）の発生原因とされているわけですから、そこには**債権（債務）を発生させなければならない理由**があるのです。

それぞれ理由が異なりますので、1つ1つみていきましょう。すべて「当事者に意思の合致はないが、債権（債務）を発生させる必要性（理由）がある」という点は共通する論理ですので、その論理を意識して以下の説明をお読みください。

(1) 事務管理

民法 697 条 (事務管理)

- 1 義務なく他人のために事務の管理を始めた者(以下この章において「管理者」という。)は、その事務の性質に従い、最も本人の利益に適合する方法によって、その事務の管理(以下「事務管理」という。)をしなければならない。

冒頭の「義務なく」がポイントです。義務がないにもかかわらず、他人のために事務の管理を始めた場合に、管理を始めた者と管理をしてもらった者との間に債権(債務)が発生します。もう少しわかりやすくいうと、事務管理とは、(言い方は悪いですが)「おせっかい」で他人のために何かをしてあげた場合に、当事者の間に債権(債務)が発生することをいいます。

ex. あなたは、お隣のAさんの家が留守だったため、Aさんの家に届いた冷凍みかんを預かってあげました。そうすると、あなたとAさんとの間に「事務管理」に基づく「債権」と「債務」が発生します。たとえば、あなたは、Aさんに、Aさんのために支出した有益な費用(たとえば、冷凍みかんが溶けないようにするために買ってきた氷の代金)を請求できます。

これは、私的自治の原則からするとおかしいです。Aさんは、あなたに冷凍みかんを預かってくださいとは頼んでいません。しかし、この場合に、あなたがAさんのために支出した費用さえ請求できないとすると、「他人のために何かしてあげよう」という人がいなくなってしまうかもしれません。それでは、あまりにも殺伐とした社会になってしまいます。そこで、相互扶助(助け合い)の精神から定められたのが、この事務管理という制度です。

(2) 不当利得

民法 703 条 (不当利得の返還義務)

法律上の原因なく他人の財産又は労務によって利益を受け、そのために他人に損失を及ぼした者（以下この章において「受益者」という。）は、その利益の存する限度において、これを返還する義務を負う。

冒頭の「法律上の原因なく」がポイントです。不当利得とは、簡単にいうと、本来あるべきでないところに利得（金銭や物など）がある場合に、そのおかしい状況を解決するための制度です。

ex. あなたは、サラ金Aから、法律で定められた上限年15%（利息制限法1条3号）を超える年25%の金利で100万円を借りました。あなたは、違法金利であることを知らず、1年後の返済期限の日に、125万円をサラ金Aに返済しました。そうすると、あなたとAとの間に「不当利得」に基づく「債権」と「債務」が発生します。Aにある10万円（125万円-115万円）が不当利得となり、あなたはAに10万円の返還を請求できます。これが、



「過払い金返還請求」です。

この差額の10万円については、サラ金Aがあなたに返すとは言っていないので、意思の合致はありません。しかし、10万円の部分は違法金利（法律上の原因のない利益）であり、本来はあなたの財布の中にあるべきお金です。よって、あなたには、サラ金Aに対して10万円の返還を請求できるという債権が生じるのです。

※守備範囲の広い不当利得

不当利得は、実は非常に多くの範囲をカバーする制度です。實際上、「返還の合意をしていなくても、返還させる必要がある」という場面は多々あります。そのため、不当利得は、無効、取消し、解除の事後処理など、様々な場面で出てきます。そのすべての場面に共通することは、「返還の合意をしていないが、本来あるべきでないところに利得（金銭や物など）があるので、そのおかしい状況を解決する必要がある」という事情です。

(3) 不法行為

民法 709 条 (不法行為による損害賠償)

故意又は過失によって他人の権利又は法律上保護される利益を侵害した者は、これによって生じた損害を賠償する責任を負う。

不法行為によって被害を受けた者に、不法行為者に対する損害賠償請求を認める制度です。交通事故に遭った被害者が加害者に損害賠償請求をするときや、夫婦間において相手方に不貞行為があったことにより離婚したため慰謝料を請求するときの法的根拠がこの不法行為です。

ex. あなたは、歩道を歩いていましたが、突然Aが運転する車にはねられました。原因は、Aのわき見運転です。そうすると、あなたとAとの間に「不法行為」に基づく「債権」と「債務」が発生します。たとえば、あなたはAに、治療費や休業損害（仕事に行けなくなったことによる給料相当額など）を請求できます。



この治療費や休業損害については、Aがあなたに支払うとは言っていないので、意思の合致はありません。しかし、Aには脇見運転をしたという落ち度（過失）があります。よって、あなたには、Aに対して治療費や休業損害を請求できるという債権が生じるのです。

第4章

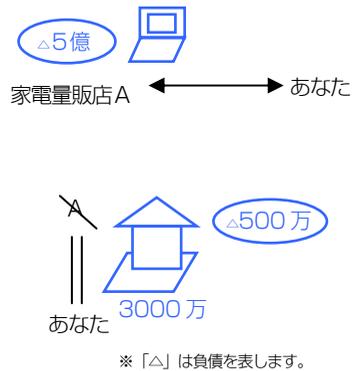
特定承継と包括承継（一般承継）

物権と債権の基本を確認しましたが、総則に入る前に知っていただきたい基本はまだあります。

財産権の承継に「特定承継」と「包括承継（一般承継）」という違いがあります。この違いを以下のCaseを通じてみていきましょう。

Case

- (1) あなたは、家電量販店Aで、パソコンを購入した。しかし、Aは、実は経営危機に陥っており、5億円の借金を抱えていた。この場合に、あなたは、Aの借金5億円も引き受けなければならないか？
- (2) Aが死亡し、子のあなたが相続した。Aには、財産として3000万円相当の土地と建物および借金500万円があった。あなたは、土地と建物以外に借金も相続しなければならないか？



上記Case (2)は「どうなんだろう?」と考えてしまうかもしれませんが、上記Case (1)は、「家電量販店の借金なんて知るかよ!」と思うでしょう。結論は、もちろん家電量販店の借金を引き受ける必要はないのですが、法的にみていきましょう。

1 特定承継

「特定承継」とは、売買や贈与などによって、**個々の権利を承継すること**です。よって、上記Case (1)でいえば、あなたはAから、パソコンの所有権は承継しますが、もちろん借金を承継することはありません。

2 包括承継（一般承継）

「包括承継（一般承継）」とは、相続や合併(*)などによって、被相続人や被合併会社の**権利義務をまるごと承継すること**です（義務も承継します）。

*合併は不動産登記法や会社法・商業登記法で学習しますので、現時点では読み飛ばしてください。

民法 896 条 (相続の一般的効力)

相続人は、相続開始の時から、被相続人の財産に属した一切の権利義務を承継する。ただし、被相続人の一身に専属したものは、この限りでない。

相続人は、プラスの財産だけではなく、借金のようなマイナスの財産もすべて承継します (民法 896 条本文)。上記 Case (2) でいえば、あなたは、土地と建物に加えて借金も承継します (相続します)。

なお、権利義務をまるごと承継するのが相続ですが、一部、相続の対象とならないものもあります。それが、民法 896 条ただし書に規定されているのですが、これはⅢのテキスト第 10 編第 3 章第 1 節¹の 2. で扱います。現時点では、例外は置いておき、権利義務をすべて承継するのが相続だと考えておいてください。

【借金を相続しない方法】

「義務も承継する」と聞いて、「うちのお父さん (お母さん) は借金はないかな? あつたらどうしよう……。」と不安に思った方もいるかもしれません。しかし、ご安心ください。「格差の遺伝」は好ましくありませんので、民法には相続人の救済制度が設けられています。それが、「相続放棄」という制度です。

民法 915 条 (相続の承認又は放棄をすべき期間)

- 1 相続人は、自己のために相続の開始があつたことを知った時から3箇月以内に、相続について、単純若しくは限定の承認又は放棄をしなければならない。ただし、この期間は、利害関係人又は検察官の請求によって、家庭裁判所において伸長することができる。

民法 938 条 (相続の放棄の方式)

相続の放棄をしようとする者は、その旨を家庭裁判所に申述しなければならない。

自己のために相続の開始があつたことを知ってから3か月以内に、家庭裁判所に申述することによって相続放棄ができます。相続放棄をすると、借金などのマイナスの財産を相続しなくて済みますが、プラスの財産も相続できなくなります。

なお、相続放棄以外に、「限定承認」という相続人の救済制度もありますが (民法 922 条以下)、これはⅢのテキスト第 10 編第 4 章第 3 節で扱います。

第5章

債権者平等の原則

民法に条文はありませんが、「債権者平等の原則」というものがあります。「“債権者”平等の原則」というくらいですから、債権分野の基本的な考え方です。しかし、この原則を修正する形で物権も関係してきます。

物権と債権は別の領域で存在するわけではなく、関係し合っています。そのため、物権と債権の本格的な学習に入る前に、この第1編で物権と債権の基本とその関係を説明しているのです。

債権者平等の原則を以下の Case を基に考えてみましょう。

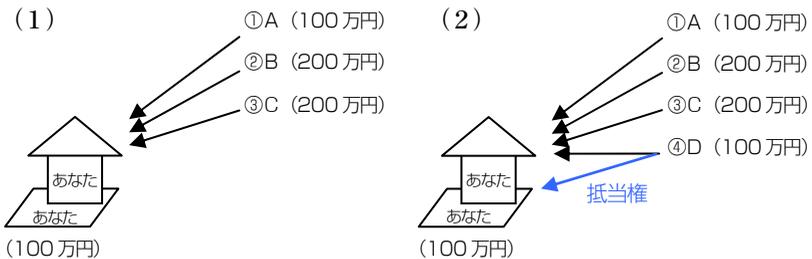
Case

(1) あなたは、次のとおり借金をした。

- ①サラ金Aから、平成21年6月10日に100万円
- ②サラ金Bから、平成22年6月10日に200万円
- ③サラ金Cから、平成23年6月10日に200万円

しかし、あなたは返済することができなかった。あなたには、合わせて競売代金100万円となる土地と建物しか財産がなかった。この100万円は、どのように配当されるか？

(2) 上記(1)と同様の事案で、あなたは銀行Dからも、平成24年6月10日、100万円を借り、あなたの唯一の財産である土地と建物に抵当権を設定していた(④)。この場合に、土地と建物の競売代金100万円は、どのように配当されるか？



上記 Case の中で「競売」「配当」という用語が出てきましたが、これらの詳細は民事執行法で学習します。しかし、民法や不動産登記法でも何度も登場する用語ですので、最低限の説明はします。

用語解説 — 「競売」「配当」

債務者が債権者に借金を返済できなかった場合には、債権者は裁判所の手続を利用して債務者の財産（上記 Case では土地と建物）を強制的に売ることができます。これが「競売」です。そして、その売却代金を債権者に渡す手続のことを「配当」といいます。

1 債権者平等の原則

債権者平等の原則：競売などがされた場合に、**債権発生の時期や債権の発生原因に関わりなく**、債権者が債権額に応じて平等に配当を受けること

原則として、債権発生の時期や債権の発生原因は関係ありません。

上記 Case（1）では、サラ金 A、B、C の貸した時期が異なりますが、それは関係ありません（債権発生の時期は関係ありません）。

また、仮に借金ではなく、交通事故の被害者（債権者）がいても、「交通事故の被害者だから優先的に扱おう」とはなりません（債権の発生原因は関係ありません）。

よって、上記 Case（1）の競売代金 100 万円は、以下のとおり配当されます。

- ① A…100 万円（競売代金）× 100/500 = 20 万円
- ② B…100 万円（競売代金）× 200/500 = 40 万円
- ③ C…100 万円（競売代金）× 200/500 = 40 万円

2 一般債権者を押しつける担保権者

上記¹で説明した「債権者平等の原則」は、一般債権者の間に適用される原則です。「一般債権者」とは、担保物権を有しない債権者のことです（担保については、次の第 6 章で説明します）。つまり、上記¹のハナシは、純粋に債権だけのハナシなのです。

それに対して、担保物権（典型例は抵当権〔※〕）を有する債権者は、担保物権の目的となっている物については、一般債権者に優先して配当を受けることができます。一般債権者よりも後に担保権者の債権が発生したとしても、担保権者が優先し

ます。なぜなら、担保物権は「物権」であるからです。P6で「物権は強い」と説明しました。ここでもその強さが現れており、担保物権があると担保に入っている物については、一般債権者を押しのけるのです。上記 Case (2) では、銀行Dは、サラ金A, B, Cよりも後の平成24年に貸しています。しかし、Dだけが抵当権(担保物権)を有していますので、Dはサラ金A, B, Cを押しのけることになります。

よって、上記 Case (2) の競売代金100万円は、以下のとおり配当されます。

- ①A…0円
- ②B…0円
- ③C…0円
- ④D…100万円

債権者平等の原則は、担保物権を有する債権者との間では成り立たないのです。

※抵当権とは？

物権の中で、債権担保を目的としたものを「担保物権」といい、いくつか種類がありますが、その中で最も多く使われているのが「抵当権」です。

抵当権が使われる典型例は、住宅ローンです。マイホームを購入するときには、銀行から数千万円を借りることが通常です。その際に、いわば人質(担保)として購入するマイホームを差し出し、抵当権という銀行の権利を購入するマイホーム(土地と建物)に設定します。ただし、「差し出す」といっても、抵当権という銀行の権利が設定されるだけで(通常は土地と建物の登記記録に抵当権の設定の登記がされます)、実際に銀行が土地と建物を使うわけではありません。しかし、住宅ローンの返済が滞れば、マイホームは競売されてしまいます(裁判所の手続を利用して強制的に売っ払われてしまいます)。

この第5章の冒頭で説明したとおり、このように、物権と債権は関係し合っています。ここでは、「債権の世界にある債権者平等の原則に、物権の世界にある担保物権を入れると債権者平等の原則が修正される」という形で関係しました。

また、銀行Dについては、一般債権者に優先することに重点をおいて説明しましたが、そもそも銀行Dの抵当権(担保物権)は、債権(100万円を返してもらう権利)があるから存在するものです。つまり、抵当権という物権は、100万円の債権を前提として成立するものなのです。この意味でも、物権と債権は関係し合っているのです。

「担保」という言葉が出てきました。担保とは、債権を有している債権者が、債務者がきちんと債務を履行してくれなかった場合に備えてとっておく「保険」のようなものです。言い方は悪いですが「人質」のようなものともいえます。債務者に対して、「きちんと履行しなければ、担保にとっているこの人質がどうなっても知らないからな」という具合です。

典型例は、銀行が融資をする場合です。担保なしで融資をすることを「裸の融資」などといいます。ある程度高額になると、銀行は通常は担保なしで融資をしてくれません（ドラマ「半沢直樹」では担保なしの融資がありました）。

では、債権担保の方法にはどのようなものがあるのか、大枠をみていきましょう。

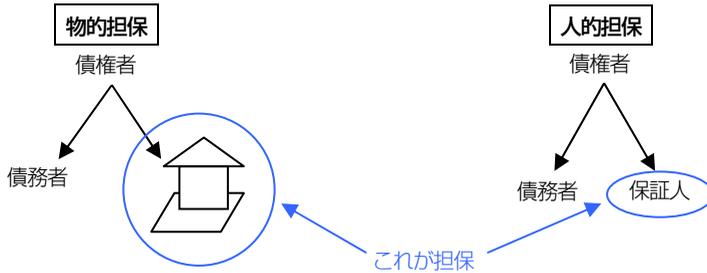
Case

- (1) あなたが住宅を購入する際に、A銀行があなたに、住宅購入代金の一部として2000万円を融資する場合に、Aとしてはこの2000万円の債権を担保するために、どのような方法を採用であろうか？
- (2) あなたが新たにインターネット事業を始める際に、A銀行があなたに、事業資金200万円を融資する場合に、Aとしてはこの200万円の債権を担保するために、どのような方法を採用であろうか？

上記 Case は、法的に答えがあるわけではありません。A銀行は、担保なしの裸で融資をしても構いませんし、何を担保として要求するかも銀行の自由です。ただし、「この Case の場合、普通はこうするかな」というものはあります。

1 物的担保と人的担保

債権担保の方法は、その性質の違いから「物的担保」と「人的担保」に分かれます。

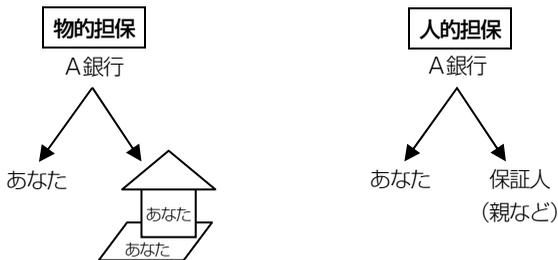


どちらも、「債務者のお前だけでは信用できないから、担保を出せ。出したら金を貸してやるよ。」という点は同じです。

異なるのは、担保にするものです。「物」（不動産など）を担保にとるのが物的担保、「人」（保証人など）を担保にとるのが人的担保です。

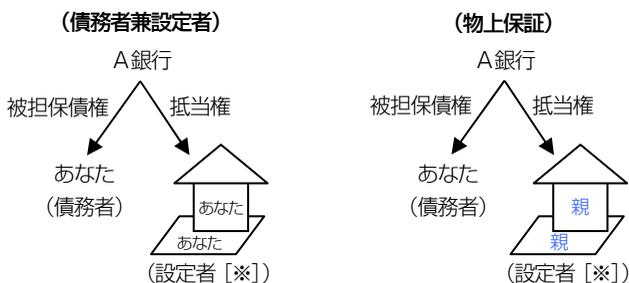
一般的に、人的担保よりも物的担保のほうが信用性が高いと考えられています。なぜなら、人は、仕事を辞めたり、逃げてしまったりということが十分あり得ますが、物（特に不動産）は、大幅に価格が変動することはあまりなく、逃げてしまう（滅失する）可能性もあまりないからです。

よって、上記 Case (1) は、2000 万円と高額であるため物的担保としてあなたが購入する土地と建物に抵当権を設定し、上記 Case (2) は、200 万円と少額であるため人的担保として保証人を要求すると思われます。



2 物上保証とは？

上記①の物的担保の例は、あなたが借金をしてあなたの不動産を担保に差し出すものでした（以下の図の左）。それに対して、抵当権などの担保物権を設定するときに、債務者自身ではなく、債務者以外の者（ex. 親）が担保の目的物を差し出すこともあります。これを「物上保証」といいます。



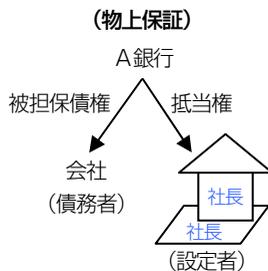
※担保の目的物を差し出す者のことを「設定者」といいます。

物上保証の場合、あなたの返済が滞れば、物上保証人（ex. 親）の物が競売されてしまいます。

物上保証をする事情には様々なものがあります。

典型例は、親など親族が担保を差し出す場合です。それ以外の例を1つ挙げると、中小企業が銀行から融資を受ける場合に、社長が個人で所有している不動産を担保として出せと言われることがあります。この場合には、会社が債務者であり、社長が抵当権設定者となるため、会社の債務を社長が物上保証している形になります（会社経営が失敗した場合に社長個人の財産が奪われるため、社会的に問題にはなっていますが……）。

（注）会社と社長は、別の権利主体です。



第7章

「どっちがかわいそうか」もある

この第7章で第1編は終わり、次からいよいよ民法1条から始まる総則の規定に入っていきます。これから様々な規定をみていきますが、その前に知っていただきたいことがあります。

「どっちがかわいそうか」もある

法律というと、一般常識とかけ離れているイメージがあるかもしれません。

たしかに、そういう箇所もあります。また、テレビの法律番組などでは、視聴者が驚くものを取り上げ、表面的な説明しかされないので、法律は一般常識とかけ離れているイメージを持ってしまうかもしれません。

しかし、実際には、多くの条文・裁判所の考え方には、**きちんとした理由がありません**。その理由となる最も基本的な考え方は、民法では「利益^{こうりょう}衡量」です。利益衡量とは、この人は善意だった、この人は落ち度があったなど、当事者の様々な事情を考慮して、どちらを保護すべきかを考える考え方です。雑にいうと「どっちがかわいそうか」ということです。

もしみなさんに「法律はおかしな結論ばかりになる」というイメージがあれば、それは明確な誤りです。「こんなにきちんとした理由があるんだ。法律も捨てたもんじゃないな。」ということ、このテキストで知ってください。

「利益衡量」だけですべての答えが出るわけではない

……と説明しましたが、注意点を申し上げておきます。

「利益衡量」だけで民法のルールがすべてわかるわけでは**ありません**。民法は、部分的に何度も改正がされています。その度に、その時代・情勢にあった改正がされています。また、判決は、異なる事案について、異なる裁判官が出します。それらの利益衡量がすべてわかるのであれば、それは神の領域です（まあまず無理です……）。利益衡量という考え方がわかれば、すべての条文・裁判所の考え方がわかるというほど楽ではありません。やはり丁寧に条文・判例の理由や考え方を学んでいく必要があります。

ただし、利益衡量という考え方があることは、頭に入れておいてください。

さあ、いよいよ本格的に民法の世界に入っていきますよう！

— 第 2 編 —

總 則

第1章

私権についての基本原理

ここからは、いよいよ民法1条から始まる「総則」に入っていきます。総則とは、その名のとおり「**“総”**てに関する**“則”**(ルール)」です。民法全体に共通して当てはまるルールを定めたのが総則です。

ただし、P2～3で説明したとおり、財産法と家族法はかなり性質が異なるものとなっています。よって、この総則には、**「財産法には適用されるが家族法には適用されないルール」も多くあります**。その点は、念頭においてください。

総則の最初は、「私権についての基本原理」です。言葉からして、よくわかりませんね……。

私権に関しては、民法は1条で基本原理(基本となる考え方)を定めています。

民法1条(基本原則)

- 1 私権は、公共の福祉に適合しなければならない。
- 2 権利の行使及び義務の履行は、信義に従い誠実に行わなければならない。
- 3 権利の濫用は、これを許さない。

これらはいずれも、その適用にあたり裁判官の広範な裁量が予定されています。これらは、他の民法の規定との対比で、一般条項といわれています。これらの一般条項は、他の民法の規定を適用したことにより不当な結論にいたる場合において、妥当な結果を得るための手段となります。

……と説明しましたが、わかりにくいですね。この民法1条が最も抽象的な規定となっており、わかりにくいです。

簡単にいうと、民法1条は裁判官が使える**“最後の裏ワザ”**です。たとえば、条文や判例をそのまま適用するとAさんが勝つのですが、どう考えてもそれはおかしいことがあります。そのときに、**最後の裏ワザ**として条文や判例をひっくり返し、Aさんの相手方であるBさんを勝たせたいということがあります。この民法1条は、裁判官がそういったことができるようにするために用意されたものなのです。たとえばというなら、この民法1条を使うと、裁判官は法律家から正義のヒーローであるアンパンマンに変身します。

「裁判官は、困ったら裏ワザが使えていいな～」と思ったかもしれません。しかし、本当に困ったときにしか使えません。条文や判例をひっくり返しますので、安易に使うのは慎むべきであるとされています。よって、弁護士や司法書士が、裁判について「信義則（民法1条2項）で攻めるしか方法がないか……」などと言ったときは、「負けるだろうな……」という思いが裏にあります。民法には1条がありますが、実務では、他の規定では勝てない場合に使う最後の手段なのです。

それでは、民法1条の1項から3項までを1つ1つみていきましょう。ただし、非常に抽象的な規定である点はご了承ください。

1 公共の福祉（民法1条1項）

公共の福祉：私権（物権や債権など）の行使については、社会的共同生活の利益に反してはならないこと（民法1条1項、憲法29条2項）

簡単にいうと、権利を行使するのはその人の自由ですが、他の人に迷惑をかけるような行使をしてはいけませんよということです。

2 信義誠実の原則（信義則。民法1条2項）

1. 意義

信義誠実の原則（信義則）：相手方から一般に期待される信頼を裏切ることのないように、誠意をもって行動すべきであるとする原則のこと（民法1条2項）

2. 派生原則（信義則の分身）

この信義則から、以下の派生原則が導き出されます。

①禁反言の原則

禁反言の原則：自分の行為と矛盾した態度をとることは許されないこと

簡単にいうと「1度言ったことは守れ！」ということです。この禁反言の原則は、この後、何回か登場します。

②クリーンハンズの原則

クリーンハンズの原則：自ら法を尊重する者だけが法の尊重を要求できること

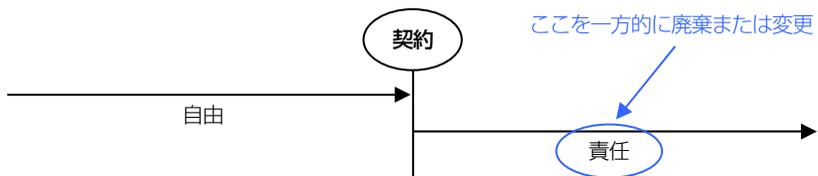
ex. 法で禁止されている麻薬を購入した者は、売主が麻薬を引き渡さないからといって、先に支払った代金の返還を求めることは許されません（民法708条本文）。

自ら法を犯しておいて、法の保護を要求することはできないということです。
クリーンハンズの原則は、Ⅲのテキスト第8編第2章⁴の3.の不当利得の学習
(民法708条)の際に登場します。

③事情変更の原則

事情変更の原則：契約締結当時の社会的事情や契約成立の基礎となった事情に、その後著しい変動を生じ、契約をそのまま強制することが信義公平に反するに至った場合には、不利益を受ける側は、その廃棄または変更を一方的に請求することができること（契約の拘束力の例外）

ex. 予備校の講座を申し込んだ後、ものすごいデフレになったとします。その場合、受講生の方は受講料の値下げを一方的に請求できます。



これは、私的自治の原則からするとおかしいです。P18で説明したとおり、私的自治の原則には義務の側面もあり、契約をしたからにはきちんと責任を果たす必要があります。上記ex.でいえば、講座の申込みは受講生の方が自分の意思でしたのですから、受講料は支払う必要があるということになります。

しかし、契約締結後に、契約成立の基礎となった事情に著しい変動（上記のex.でいえば「ものすごいデフレ」）が生じた場合には、契約の廃棄や変更を認めたほうが信義則にかないます。よって、この原則があるのです。

ただし、よっぽどのことがない限りは認められません。多少のデフレでは受講料の値下げを請求するのは厳しいでしょう。

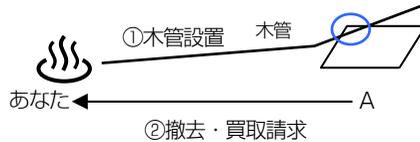
3 権利濫用の禁止（民法1条3項）

権利濫用の禁止：形式的には正当な権利に基づく行使であっても、実質的に見れば社会性に反する場合には、その行使は認められないとされること（民法1条3項）

以下が、権利濫用の禁止が問題となった有名な事案です。

Case

あなたが温泉を引き湯（温泉から湯を引くこと）した際、その引き湯を通した木管の一部がAの土地をわずかに通っていた。そこで、Aがその木管の撤去または木管が通っている土地を法外な値段で買い取るようあなたに請求した。Aのあなたに対する請求は、認められるか？



Aには土地の所有権があり、その土地をあなたの設置した木管が侵害しています。よって、形式的に権利の行使を認めれば、Aは「木管を撤去しろ」または「それが嫌なら木管が通っている部分の土地を買い取れ」と要求できることになります。

ここまでは、通常の法をそのまま適用したハナシです。

しかし、今回の木管による侵害によって生じた土地の損失は軽微なものであり、木管を除去することは著しく困難で莫大な費用を要します。また、実は、Aはこの無理な請求をするために、木管がわずかに通っている土地に目をつけ、土地を購入しました。つまり、「シメシメ、この土地は使えるな」と考えて土地を購入したわけです。このような事情のもとでのAの請求は、権利濫用にあたり、所有権に基づく妨害排除請求は認められないとされました（大判昭10.10.5。宇奈月温泉事件）。

裁判所が裏ワザでひっくり返したということです。

やはり民法1条は非常に抽象的でしたね。理念的な規定でもありますので、フワッとしたイメージしか持てなかったでしょうが、民法1条はそれで構いません。